

財政推計における「基本計画」への対応 ～公的部門分類の変更を中心に

国民経済計算部 国民支出課 課長補佐 山岸 圭輔

I 公的部門分類の見直し

93SNA では、公的部門と民間部門の区分は、政府による支配があるか否かで区分することとされている。その支配の具体的内容として、

- (a) (政府が) 50%より多くの議決権株式を保有しているか、または、50%超の株主の議決権を支配することができる場合 [いわゆる、『所有による支配』]
- (b) 特別な法令や規制により政府に法人の経営方針の決定や役員等の任命の権利が与えられている場合 [いわゆる、(法令等の)『所有によらない支配』]

の2つが示されている。そして、このうちいずれか一方が成り立っていれば、政府による支配があるとされ、当該組織は公的部門に分類されることとなる。

一方、わが国の国民経済計算においては、政府出資又は株式の政府保有が50%を超え、かつ法令等に基づいて政府が役員等の認可権や経営方針の決定権を持つ場合に限り、当該組織を公的部門に分類しており、93SNAの基準とその範囲が異なっている。

これをはじめとして、わが国の国民経済計算の公的格付けには、かねてより、国際基準とのズレが指摘されてきた。こういった状況を背景として、昨年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」では、平成17年基準改定において、公的部門の分類基準を見直すことが盛り込まれたところである。そして、同計画に基づき、統計委員会 SNA 部会財政・金融専門委員会において、上記の点を含めた基準の見直しについての議論が行われたところである。

以下、議論の概要について紹介する。

1. 公的部門、民間部門の区分

前述のとおり、93SNA では、政府の所有による支配、または、所有によらない支配のいずれか一方が成り立っていれば、当該組織は公的部門に格付けされる。また、08SNA では、政府による所有の支配の有無を基準とする点は93SNAと同様だが、政府支配の有無の判断についてより詳細な指標が示されている。

委員会では、『所有による支配』または『所有によらない支配』いずれかが満たされれば、公的部門に格付け

することとし、具体的には、50%以上の議決権を有する場合または取締役会等の統治機関の過半数の任免権を持つ場合に、政府支配があるとすべきとされた。

2. 一般政府・非営利部門、法人企業部門の区分

93SNA では、生産した財・サービスが「経済的に意味のある価格」で販売・処分されている場合に、市場性があると判断し、市場性がある場合は法人部門、市場性がない場合に一般政府・非営利部門に格付けすることとされている。しかし、「経済的に意味のある価格」の具体的な判断基準が示されていないことから、各国において独自の判断基準が設けられている。

わが国においては、

- ①民間事業所に同種の活動がある。
- ②価格あるいは料金が供給する量・質に比例している。
- ③自由意志による購入ができる。

のうち、2つ以上該当する場合に、経済的に意味がある価格であると判断している。

一方、欧州基準であるESA95では、売上高が生産費用の50%以上をカバーしているか否か(50%ルール)が基準とされており、委員会では、ESA95と同じく50%ルールを採用することとされた。

3. 社会保障基金の定義

わが国の国民経済計算においては、

- ①政府単位(あるいはそれに相当する者)が保険者(事業主体)となっており、特定の社会領域について網羅的にカバーしている制度であること
- ②特定の社会領域に属する者の加入が、法律ないし政府単位によって強制となっている制度であること
- ③積立方式(給付と負担がリンクしている財政方式)以外の方法により運営されている制度であること

のすべてを満たす場合に社会保障基金に分類している。

しかし、93SNAでは、「個人の負担額と個人が曝されるリスクの間には直接のリンクがないのが普通である」とのみ記されており、③の条件が必要であるかどうかは判然としない。なお、GFS、08SNAでも、「給付と負担のリンクがないこと」との規定は必ずしも存在しない。

そのため、委員会では、③の基準を外すこととされた。

4. 金融機関の定義

93SNA においては、金融機関は、金融仲介活動またはそれに密接に関連した補助的金融活動を主活動とする企業とされている。

わが国の国民経済計算においては、総資産に占める金融資産の割合が90%以上である場合に金融機関に分類している。

委員会では、国際基準との整合性を向上させるため、売上高の50%以上が金融仲介活動または補助的金融活動によるものである場合に金融機関に分類することとされた。

5. シミュレーションの結果

委員会では、これらの方針を踏まえ、政府諸機関の部門分類を見直した場合のシミュレーション結果を示している。

その結果は、(参考1)のとおりである。大きな変更としては、民間産業とされていたJR、NTTなどの民営化した旧特殊法人が、公的企業に格付けされるなど、基本的に公的の範囲が拡大される方向に変更されることとなる。

委員会では、当該方針に沿って、分類基準を見直すこととされたところであり、今後、17年基準改定において反映される予定である。

II 財政推計におけるその他の事項

1. COFOG2 桁分類による政府支出推計

(1) 概要

COFOG (Classification of Functions of Government) は OECD で開発され国連統計局から刊行されている、政府支出を目的別に分類する統計基準である(参考2)。93SNA で利用が勧告されており、現在我が国のSNAではその1桁レベル(10分類)で表章している(「国民経済計算年報」フロー編付表7・8)。

政府支出のより詳細な国際比較を可能にすべきであるとの観点から、「基本計画」において「COFOGの2桁分類による政府支出推計を行う。(平成17年基準改定時を目途に実施)」とされている。

(2) 2桁分類化の具体的作業

国民経済計算部では、中央政府・社会保障基金につい

ては各年度の決算書を「目」レベルでデータベース化し、それぞれに「目的別コード」を振ることによって、目的別支出を推計している。地方政府分については基本的に「地方財政統計年報」を用いて目的別支出を推計している。

COFOG2 桁分類化作業は、この「目的別コード」をより詳細化して振り直す作業に他ならない。特に国の一般会計、特別会計決算書の「目」数は13,000余にのぼり、これらを一一つ確認しながらの作業を行っている。

(3) 分類にあたってのポイント

欧州連合統計局(Eurostat)が刊行しているマニュアル^{注1}では、具体的な分類に当たって下記のような指針を示しており、わが国でもこれらを参考にしながら作業を進めている。

①多目的な機能

政府の支出項目が複数の機能に関係する場合には、可能ならば数量指標を用いて分割すべき。当該単位が複数の政府機能を果たしている場合には、最大と判断される機能に全額を配分するのではなく、異なる機能間で支出を近似的に分割するのが最善。

②利子の機能別計上(FISIMを含む)

利子及びFISIMに係る中間消費は、いずれについても「公的債務取引(01.7)」に記録されるべき。

③機能別の固定資本減耗

固定資本減耗を機能別に配分する際には、一般政府の内訳部門ごとに詳細な恒久棚卸法(PIM)を適用すべきだが、機能別固定資本形成の時系列データに基づく推計等幾つかの代替的な方法も考えられる。

④社会負担及び給付の配分

雇主の帰属社会負担の機能別配分は、無基金雇用者社会給付ではなく賃金・俸給と整合的な方法で行うべき。

⑤個別及び集合最終消費支出

個別及び集合消費の分割は、COFOG2 桁分類に基づくべきである。

慣例により、医療用品・病院サービス、娯楽・文化サービス、教育、傷病・障害、失業等は個別消費支出として取り扱わなければならない。

⑥現物社会移転と個別消費

現物社会給付は、常に個別最終消費に対応するCOFOG カテゴリーに分類しなければならない。

注1 Eurostat, "Manual on Sources and methods for the compilation of COFOG Statistics," 2007.

2. 政府財政統計の整備

膨大な政府債務残高を抱える中で、政府部門の規模や活動状況を的確に映し出す財政統計が十分に整備されているとは言い難い。IMF や OECD 等から、国際比較可能な財政統計の作成・整備が要請されているが、わが国ではまだ十分に対応できていないのが現状である。こうした観点から、「基本計画」において「政府財政統計について、主要項目の推計及び公表に取り組む。（平成 17 年度基準改定を目途に実施）」とされているところである。

政府財政統計（Government Financial Statistics）は、IMF が国際基準を策定しており、2001 年に改定されたマニュアルでは SNA との調和が図られている。国際比較可能性向上の観点から、特に国際機関から提出を求められている事項から優先的に検討を行っていく予定である。

	(1) 社会保険基金への該当		(2) 金融機関への該当		(3) 市場性の有無			50%ルール			対政府供給者の競争性		分類結果	(参考) 銀行分類
	社会の大きな部分を担う事業への分配		金融売上高 (100万円)	金融比率	売上高 (100万円)	生産費用 (100万円)	売上高比率	政府の買い手	唯一の売り手	競争性	法人企業の有無			
	政府に大きな部分を担う事業への分配	社会の大きな部分を担う事業への分配	金融比率	金融比率	売上高比率	生産費用比率	政府の買い手	唯一の売り手	競争性	① 議決権保有割合	② 取締役等関係の任免権	③ 主要ボーストの任免権		
食料安定供給特別会計					487	1,891	X (25.8%)						中央政府	中央政府
農業経営安定助定					0	433	X (0.0%)						中央政府	中央政府
米管理助定					-19,275	40,488	X (-47.6%)						中央政府	中央政府
委託管理助定					30,443	10,096	O (301.5%)						公約非金融	公約非金融
業務助定													公約非金融	公約非金融
調整助定													中央政府	中央政府
特許特別会計					5,304	0	O (100.0%)						中央政府	中央政府
自動車損害賠償保障事業特別会計					8,684	0	O (100.0%)						公約金融	公約金融
自動車事故対策助定													公約金融	公約金融
保険料等充当交付金助定													公約金融	公約金融
自動車損害賠償特別会計					39,976	37,088	O (107.8%)						中央政府	中央政府
<融資事業特別会計>													公約金融	公約金融
産業投資助定					98,210		O (100.0%)						公約金融	公約金融
社会資本整備助定					159		O (100.0%)						公約金融	公約金融
都市開発資金融通特別会計					194		O (100.0%)						公約金融	公約金融
<資金運用特別会計>													公約金融	公約金融
財政融資資金特別会計					2,458,764	2,458,764	O (100.0%)						公約金融	公約金融
外債為替資金特別会計					0	2,731	X (0.0%)						中央政府	中央政府
<整理区分特別会計>													中央政府	中央政府
交付税及び譲与税配付金特別会計					0	287,545	X (0.0%)						中央政府	中央政府
交通安全対策特別交付金助定					0	18	X (0.0%)						中央政府	中央政府
国庫管理基金特別会計					0	65,542	X (0.0%)						中央政府	中央政府
<その他>					0	295,258	X (0.0%)						中央政府	中央政府
エールズ一対策特別会計					0	48,927	X (0.0%)						中央政府	中央政府
電源開発促進助定													中央政府	中央政府
地方の公営事業会計														
<地方公営企業>														
上水道・簡易水道事業					3,154,692	2,640,945	O (119.5%)							公約非金融
工業用水道事業					0	192,776	O (135.5%)							公約非金融
交通事業					0	7,241,111	O (109.2%)							公約非金融
電気事業					0	9,107,3	O (128.9%)							公約非金融
病院事業					0	985,53	O (107.9%)							公約非金融
方丈事業					0	34,588,41	O (87.5%)							公約非金融
下水道事業					0	149,161,3	O (48.1%)							公約非金融
港湾整備事業					0	74,177	O (112.9%)							地方自治
市場事業					0	61,961	O (83.0%)							公約非金融
と畜場事業					0	7,105	O (41.2%)							地方自治
観光施設事業					0	40,317	O (80.1%)							公約非金融
宅地造成事業					0	826,892	O (148.5%)							公約非金融
有料道路事業					0	830	O (222.5%)							公約非金融
駐車場整備事業					0	29,840	O (131.1%)							公約非金融
介護サービス事業					0	125,720	O (86.0%)							公約非金融
その他事業					0	10,346	O (106.1%)							公約非金融
法適用														公約非金融
<その他の事業>														
収益事業(郵便、郵便、宝くじ等)					2,405,433	2,556,424	O (94.1%)							公約非金融
交通改善共済事業					6,470	6,970	O (118.4%)							公約金融
農業共済事業					4,461	8,825	O (108.9%)							公約金融
公立大学付属病院事業					0	24,697	O (97.2%)							公約非金融
国民健康保険事業					0	49,155	O (79.8%)							社会保険基金
事業助定														公約非金融
債借助定														公約非金融

	(1) 社会保険基金への該当			(2) 金融機関への該当			(3) 市場性の有無			(4) 政府支配の有無				分類結果	(参考) 銀行分類		
	政府による支配 課・支配 パー	社会の 大企業部 預金加 入・負担 パー	金融売上 高 (100万円)	金融比率	売上高 (100万円)	生産費用 (100万円)	売上高比率	対政府供給者の競争性		① 株式会社等 保有割合	② 株式会社 間の支配 権	③ 主要ボ ストの任免 権	④ 役員 の任免権				
								政府が の 買い手	唯一の 売り手							競争性	○:有
50%ルール	金融比率	売上高比率	売上高 (100万円)	生産費用 (100万円)	売上高比率	対政府供給者の競争性	○:有										
老人保健医療事業	○	○												社会保険基金	社会保険基金		
介護保険事業	○	○												社会保険基金	社会保険基金		
介護サ一ビス事業助定			0	x (0.0%)	12,421	17,899	○ (69.4%)	x						公約非金融	公約非金融		
その他																	
住宅供給公社			246,446	x (0.0%)	359,094	○ (68.6%)	x							公約非金融	公約非金融		
地方道路公社			797,708	x (0.0%)	844,653	○ (94.4%)	x							公約非金融	公約非金融		
財産区			0	#DIV/0!	3	x (0.0%)								地方自治府	地方自治府		
地方開発事業団				#DIV/0!			#DIV/0!							地方自治府	地方自治府		
港湾局				#DIV/0!			#DIV/0!							地方自治府	地方自治府		
特殊法人																	
公庫																	
農林漁業金融公庫			-2,052	○ (100.0%)										公約金融	公約金融		
中小企業金融公庫			-379,970	○ (100.0%)										公約金融	公約金融		
公営企業金融公庫			347,368	○ (100.0%)										公約金融	公約金融		
沖縄県興附野金融公庫			7,994	○ (100.0%)										公約金融	公約金融		
国民生活金融公庫			104,459	○ (100.0%)										公約金融	公約金融		
金融・特殊銀行																	
国際協力銀行			257,144	○ (100.0%)										公約金融	公約金融		
日本政策投資銀行			110,054	○ (100.0%)										公約金融	公約金融		
商工報告中央金庫			139,984	○ (100.0%)										民間産業	民間産業		
特殊会社																	
日本たばこ産業株式会社					852,873	671,113	○ (127.1%)	x	○					公約非金融	公約非金融		
日本電信電話株式会社					162,590	208,116	○ (78.9%)	x						民間産業	民間産業		
東日本電信電話株式会社					2,002,759	1,934,222	○ (103.5%)	x						公約非金融	公約非金融		
西日本電信電話株式会社					1,901,232	1,868,576	○ (101.7%)	x						民間産業	民間産業		
北海道旅客鉄道株式会社					89,388	117,503	○ (76.1%)	x						民間産業	民間産業		
四国旅客鉄道株式会社					31,631	39,997	○ (79.2%)	x						民間産業	民間産業		
九州旅客鉄道株式会社					161,110	156,330	○ (101.8%)	x						民間産業	民間産業		
日本貨物鉄道株式会社					167,181	163,411	○ (102.3%)	x						民間産業	民間産業		
東京地下鉄株式会社					338,352	263,071	○ (128.6%)	x						民間産業	民間産業		
関西国際空港株式会社					104,640	103,645	○ (101.0%)	x						民間産業	民間産業		
成田国際空港株式会社					162,818	134,832	○ (120.8%)	x						民間産業	民間産業		
東日本高速道路株式会社					765,413	759,631	○ (100.8%)	x						公約非金融	公約非金融		
中国高速道路株式会社					638,723	622,271	○ (102.6%)	x						公約非金融	公約非金融		
西日本高速道路株式会社					745,809	738,894	○ (100.9%)	x						公約非金融	公約非金融		
首都圏高速道路株式会社					260,342	259,262	○ (100.4%)	x						公約非金融	公約非金融		
阪神高速道路株式会社					188,322	185,542	○ (101.5%)	x						公約非金融	公約非金融		
本州四国連絡高速道路株式会社					802,333	78,534	○ (102.2%)	x						公約非金融	公約非金融		
日本運送安全事業株式会社					5,358	14,649	x (36.6%)							中央政府	中央政府		

分類結果	対政府供給者の競争性		50%ルール		金融機関への該当		市場性の有無		4) 政府支配の有無			(参考) 銀行分類	
	政府の 買い手	唯一の 売り手	売上高比率	生産費用 (100万円)	売上高 (100万円)	金融比率	金融売上 高 (100万円)	社会の 大きな部 分を力 配 バー	株式の 取得 力	法人企業の場合			
										① 議決権 50%超、O:出 資50%超	② 取締役 等 の 任 免 権		③ 主要ボ ストの任免 権
日本郵政株式会社					81,716	○ (82.7%)	○	98,798	○	○	○	公約非金融	
郵便事業株式会社					1,053,676	○ (110.9%)	○	949,901	○	○	○	公約非金融	
郵便局株式会社					615,880	○ (101.2%)	○	608,361	○	○	○	公約非金融	
株式会社ゆうちょ銀行					929,780	○ (100.0%)	○	929,780	○	○	○	公約金融	
株式会社かんぽ生命保険					296,792	○ (100.0%)	○	296,792	○	○	○	公約金融	
日本カールホールディング株式会社					11,917	○ (98.2%)	○	12,132	○	○	○	民間産業	
その他の特殊法人													
<基金>													
消防団員等公務災害補償等共済基金	○	○										社会保険基金	
社会保険診療報酬支払基金	○	○										社会保険基金	
<その他>													
日本放送協会					682,270	○ (113.7%)	○	600,271	○	○	○	民間産業	
放送大学学園					5,786	x (43.0%)	○	13,457	x	○	○	民間非営利	
日本中央競馬会					437,593	○ (102.8%)	○	425,510	○	○	○	公約非金融	
日本小型自動車振興会 (他機関と協会)												民間産業	
農林漁業団体職員共済組合	○	○			267	○ (72.8%)	○	367	○	○	○	社会保険基金	
福祉経理												民間非営利	
業務経理												社会保険基金	
認可法人													
銀行													
日本銀行												公約金融	
日本共同法人													
日本下水道事業団					148,817	○ (99.5%)	○	149,555	○	○	○	公約非金融	
基金													
地方公務員災害補償基金	○	○										社会保険基金	
工・チ・ア・イ企業年金基金	○	○			652	○ (100.0%)	○	652	○	○	○	社会保険基金	
特別長期経理												民間産業	
特別実行経理												民間非営利	
特別業務経理												民間非営利	
年金経理					-83,128	○ (100.0%)	○	-83,128	○	○	○	民間産業	
基金業務経理												民間非営利	
機構													
預金保険機構					559,488	○ (100.0%)	○	559,488	○	○	○	公約金融	
農水産業協同組合貯金保険機構					-945	○ (100.0%)	○	-945	○	○	○	公約金融	
共済組合													
国家公務員共済組合・同連合会	○	○										社会保険基金	
地方公務員共済組合・同連合会	○	○										民間産業	
警察共済組合	○	○										民間産業	
公立学校共済組合	○	○										民間非営利	
地方議会議員共済会	○	○										社会保険基金	
日本仁仁に産業共済組合	○	○										民間非営利	
長期経理												社会保険基金	
業務経理												社会保険基金	
日本鉄道共済組合	○	○										民間非営利	

	(1) 社会保険基金への該当		(2) 金融機関への該当		(3) 市場性の有無			(4) 政府支配の有無				分類結果	(参考) 親行分類		
	政府による支配 額・支配 パー	社会の 大半が部 分を力 バー	金融売上 高 (100万円)	金融比率	売上高 (100万円)	50%ルール		対政府供給者の競争性	法人企業の場合						
						生産費用 (100万円)	売上高比率		① 議決権 50%超、② 出 資50%超	② 議決権 の支配 権	③ 主要ボ ストの任免 権			④ 非営利団体の場合	
														① 役員 の 任免権	② 理事長 等の任免 権
その他															
日本赤十字社					921,494	100.2%	100.2%	×	×	×	×	×	×	×	民間産業 民間非営利
医務分 福祉分					34,526	30.2%	30.2%	—	—	—	—	—	—	—	民間産業 民間非営利
その他					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	社会保険基金 民間非営利
健康保険組合・同連合会					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	社会保険基金 民間非営利
国民健康保険組合・同連合会					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	社会保険基金 民間非営利
給付総理 その他					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	民間産業 民間非営利
医療、施設総理 その他					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	民間産業 民間非営利
厚生年金基金	×				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	民間産業
石炭産業年金基金	○				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	民間産業
国民年金基金	×				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	民間産業
日本創設八幡共済組合	○				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	民間産業
独立行政法人					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	民間産業
<内閣府>					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	民間産業
国立公文書館					4	1,889	0.2%	—	×	×	×	×	×	×	中央政府
国立生涯センター					143	3,033	4.7%	—	×	×	×	×	×	×	中央政府
北方領土問題対策協会					36	843	4.3%	—	—	—	—	—	—	—	中央政府
沖縄科学技術研究基礎整備機構					12	4,071	0.3%	—	—	—	—	—	—	—	公的金融
<総務省>					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	公的金融
情報通信研究機構					5,661	47,719	11.9%	—	×	×	×	×	×	×	中央政府
統計センター					21	9,735	0.2%	—	×	×	×	×	×	×	中央政府
平和記念事業特別基金					0	7,572	0.0%	—	—	—	—	—	—	—	民間非営利
郵便貯金・簡易生命保険管理機構					9,311	—	—	—	—	—	—	—	—	—	公的金融
<外務省>					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	公的金融
国際協力機構					2,799	156,192	1.8%	—	×	×	×	×	×	×	中央政府
国際交流基金					152	14,449	1.1%	—	—	—	—	—	—	—	中央政府
<財務省>					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	中央政府
酒類総合研究所					82	1,203	0.8%	—	—	—	—	—	—	—	中央政府
造幣局					27,602	22,812	121.0%	×	—	—	—	—	—	—	公的金融
通関総合研究所					80,784	71,356	113.2%	○	×	×	×	×	×	×	公的金融
日本印刷局					9,816	9,135	107.5%	×	—	—	—	—	—	—	民間産業
通関情報処理センター					2,402	3,166	75.9%	×	—	—	—	—	—	—	公的金融
日本万国博覧会記念機構					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	民間非営利
<文部科学省>					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	民間非営利
国立特別支援教育総合研究所					5	1,209	0.4%	—	×	×	×	×	×	×	中央政府
大塚人財センター					10,940	10,855	100.8%	×	—	—	—	—	—	—	中央政府
国立青少年教育振興機構					1,120	10,690	10.5%	—	—	—	—	—	—	—	中央政府
国立女性教育会館					127	1,000	12.7%	—	—	—	—	—	—	—	中央政府
国立言語研究所					55	1,099	5.0%	—	—	—	—	—	—	—	中央政府
国立科学博物館					656	3,588	18.3%	—	—	—	—	—	—	—	中央政府
物質・材料研究機構					3,413	21,182	16.1%	—	—	—	—	—	—	—	中央政府
防衛科学技術研究所					921	17,698	22.4%	—	—	—	—	—	—	—	中央政府
放射線医学総合研究所					1,502	6,093	24.7%	—	—	—	—	—	—	—	中央政府
国立美術館					2,192	9,042	23.8%	—	—	—	—	—	—	—	中央政府
国立文化財機構(国立博物館+文化財研究所)					190	1,667	9.0%	—	—	—	—	—	—	—	中央政府
教員研修センター					7,533	107,888	7.0%	—	—	—	—	—	—	—	中央政府
科学技術振興機構					645	6,780	9.5%	—	—	—	—	—	—	—	中央政府
日本学術振興会					9,763	83,312	11.7%	—	—	—	—	—	—	—	中央政府
理化研究所					49,968	237,022	21.1%	×	—	—	—	—	—	—	公的金融
宇宙航空研究開発機構					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	中央政府

分類結果	4) 政府支配の有無		50%ルール		対政府供給者の競争性		現行分類	
	法人企業の場合		売上高 (100万円)	売上高比率	政府が 買い手	唯一の 売り手		競争性
	① 議決権 保有割合 50%超	② 議決権 の支配 権						
日本入会者センター			33,055	22,381	○ (147.7%)	×	公約非金融	
日本芸術文化振興会			2,689	13,955	×	—	公約非金融	
日本学生支援機構			0	168	×	—	中央政府	
海洋研究開発機構			-11,946	—	—	—	公約金融	
国立高等専門学校機構			14,095	51,260	×	—	中央政府	
大学評価・学位授与機構			362	2,188	×	—	中央政府	
国立大学財務・経営センター			1,130	1,058	○ (106.8%)	×	中央政府	
メディア教育開発センター			190	2,396	×	—	公約非金融	
日本加子力研究開発機構			22,128	166,064	×	—	中央政府	
<厚生労働省>			183	1,026	×	—	中央政府	
国立健康・栄養研究所			31	2,608	×	—	中央政府	
労働安全衛生総合研究所			-150,767	—	—	—	公約金融	
勤労者退職金共済機構			76	21,799	×	—	中央政府	
高齢・障害者雇用支援機構			108,310	—	—	—	公約金融	
福祉医療機構			-59,689	—	—	—	公約金融	
国立重度知的障害者総合施設ぞのみの園			1,641	4,163	×	—	中央政府	
労働政策研究・研修機構			53	2,914	×	—	中央政府	
雇用・能力開発機構			61,879	138,942	×	—	中央政府	
労働者健康福祉機構			25,524	274,209	○ (93.1%)	×	公約非金融	
国立病院機構			745,016	768,982	○ (97.1%)	×	公約非金融	
医薬品医療機器総合機構			7,768	8,947	○ (86.8%)	×	公約非金融	
医薬基礎研究所			234	13,416	×	—	中央政府	
年金・健康保険福祉施設管理機構			30	1,504	×	—	中央政府	
年金積立金管理運用			—	—	—	—	社会保険基金	
<農林水産省>			105	7,640	×	—	中央政府	
農林水産消費安全技術センター			218	3,134	×	—	中央政府	
種畜管理センター			1,286	9,227	×	—	中央政府	
家畜改良センター			659	2,783	×	—	中央政府	
水産大学校			9,844	59,837	×	—	中央政府	
農業・食品産業技術総合研究機構			5,007	12,333	×	—	中央政府	
農業生物資源研究所			1,602	4,810	×	—	中央政府	
農業実践技術研究所			318	3,557	×	—	中央政府	
国際農林水産業研究センター			1,826	12,187	×	—	中央政府	
森林総合研究所			6,916	24,075	×	—	中央政府	
水産総合研究センター			0	4,959	×	—	中央政府	
農畜産業振興機構			-1,719	—	—	—	公約非金融	
農業青年基金			—	—	—	—	民間産業	
特例付加年金助定			—	—	—	—	社会保険基金	
農業者老齢年金等助定			-95	111	×	—	民間産業	
旧年金助定			-265	2,422	×	—	民間産業	
農地売買貸借等助定			—	—	—	—	公約金融	
農林漁業信用基金			—	—	—	—	民間産業	
緑化推進機構(解散、一部森林総合研究所へ)			—	—	—	—	公約非金融	
<経済産業省>			8	1,637	×	—	中央政府	
経済産業研究所			88	12,202	×	—	中央政府	
工業所有権情報・研修館			11,459	—	—	—	公約金融	
日本貿易保険			25,470	95,189	×	—	中央政府	
産業技術総合研究所			—	—	—	—	中央政府	

	(1) 社会保険基金への該当		(2) 金融機関への該当		(3) 市場性の有無		50%ルール		対政府供給者の競争性		4) 政府支配の有無				分類結果	(参考) 銀行分類
	政府に 係る 課税・支配 あり		金融売上 高 (100万円)		売上高 (100万円)		生産費用 (100万円)		売上の 買い手		法人企業の場合		非法人企業の場合			
	社会の 大企業部 分をカ バー		金融比率 (100.0%)		金融比率 (100.0%)		売上高比率 (100.0%)		政府が 唯一の 売り手		① 議決権 50%超、② 出 資50%超		③ 議決権 50%超、④ 出 資50%超			
	O: 有 ○: 有		O: 50%超		O: 50%超		O: 有 ○: 有		O: 有 ○: 有		① 議決権 50%超、② 出 資50%超		③ 議決権 50%超、④ 出 資50%超			
製品評価技術基盤機構																中央政府
新エネルギー・産業技術 総合開発機構																中央政府
日本貿易振興機構																中央政府
原子力安全基盤機構																中央政府
情報処理推進機構																中央政府
石油天然ガス・金属鉱物資源機構																中央政府
中小企業基盤整備機構																中央政府
一般勘定																中央政府
産業基盤整備勘定																中央政府
施設整備勘定																中央政府
小規模企業共済勘定																中央政府
中小企業倒産防止共済勘定																中央政府
工業再配置等業務特別勘定																中央政府
農林地域経営過渡業務特別勘定																中央政府
出資承継勘定																中央政府
<国土交通省>																中央政府
土木研究所																中央政府
建築研究所																中央政府
交通安全連携研究所																中央政府
海上技術安全研究所																中央政府
港空域技術研究所																中央政府
電子航法研究所																中央政府
航海訓練所																中央政府
海技教育機構																中央政府
航空専門学校																中央政府
自動車検査																中央政府
鉄道建設・運輸施設整備支援機構																中央政府
助成勘定																中央政府
その他																中央政府
国際観光振興機構																中央政府
水資源機構																中央政府
自動車事故対策機構																中央政府
空港周辺整備機構																中央政府
海上災害防止センター																中央政府
都市再生機構																中央政府
奄美群島振興開発基金																中央政府
日本高速道路保有・債務返済機構																中央政府
住宅金融支援機構																中央政府
<環境省>																中央政府
国立環境研究所																中央政府
環境再生保全機構																中央政府
<防衛省>																中央政府
駐留軍需労働者労務管理機構																中央政府

1桁分類	2桁分類	個別/集合	対応する3桁分類及びそれに含まれる機能
01	一般公共サービス		
01.1	行政・立法機関、財務・財政業務、対外業務	集合	<p>01.1.1 行政・立法機関 ・行政・立法機関の管理・運営・補助 (例示) －各政府レベルの行政組織の長官府(王府、総督府、大統領府、首相府、知事公室、市長公室等) －各政府レベルの立法府(国会、上院、下院、州議会、市議会等) －行政組織の長官府や立法府に属する顧問・事務・政務スタッフ －主として行政・立法機関の用に供する図書館及びその他の照会サービス －行政府・立法府の長及びその補佐官に供される利便施設(公邸等の居住施設、保養施設、文化施設等) －行政府・立法府の長により創設された(又はその代理機能を果たす)常設・臨時委員会</p> <p>【含まれないもの】 ・特定の機能とリンクした大臣府、地方政府の部局長府、省庁間委員会等(⇒機能に従って分類)</p> <p>01.1.2 財務・財政業務 ・財務・財政業務及びサービスの運営; 公的資金及び債務の管理; 税制度の運用 ・財務省、予算局、歳入庁、税関当局、会計検査機関の運営 ・財務・財政業務及びサービスに関する一般情報、技術的文書及び統計の作成・公表</p> <p>【含まれないもの】 ・政府債務に係る引受・発行手数料及び利子の支払い(⇒01.7) ・銀行業の監督(⇒04.1.1)</p> <p>01.1.3 対外業務 ・対外業務・サービスの運営 ・外務省、在外公館(大使館、領事館、国際機関政府代表部)の運営; 対外広報・文化業務の運営・補助; 在外の図書館・閲覧室・照会サービスの運営・補助 ・国際機関の一般経費を賄うための定期・特別拠出</p> <p>【含まれないもの】 ・途上国・移行国に対する経済援助(⇒01.2.1) ・外国政府に派遣された経済援助ミッション(⇒01.2.1) ・国際機関・地域機関が行なう援助プログラムへの拠出(⇒01.2.2) ・外国駐留部隊(⇒02.1) ・対外軍事援助(⇒02.3) ・全般的な海外経済・対外通商業務(⇒04.1) ・観光関係業務・サービス(⇒04.7)</p>
01.2	対外経済援助	集合	<p>01.2.1 途上国・移行国に対する経済援助 ・途上国・移行国との経済協力の運営 ・外国政府に派遣された経済援助ミッションの運用; 技術協力プログラム、研修プログラム、奨学金制度の運用・補助 ・無償援助(資金協力及び現物給付)又は有償資金協力(有利子か無利子かは問わない)の形態による経済援助</p> <p>【含まれないもの】 ・国際機関や地域機関により運営される経済開発基金への拠出(⇒01.2.2) ・対外軍事援助(⇒02.3)</p> <p>01.2.2 国際機関を通じた経済援助 ・国際機関経由で実施される経済援助の運営 ・国際機関、地域機関、その他の多国間機関により運営される経済開発基金への現金・現物による拠出</p> <p>【含まれないもの】 ・国際平和維持活動への援助(⇒02.3)</p>
01.3	一般行政	集合	<p>(本項目には、特定の機能にリンクしておらず、通常は様々なレベルの政府の中央機関によって実施される行政が含まれる。また、中央機関により実施される特有の機能にリンクした行政(例えば、中央統計機関による産業・環境・保健・教育統計の作成)も含まれる。)</p> <p>01.3.1 全般的な人事管理業務 ・全般的な人事管理業務の運営・実施(選抜、昇進、評価方法、職務内容の記述・評価・分類(業務・人事管理の1つの手法)、公務員規則の運用等に及ぶ全般的な人事方策・手続の取りまとめ・実施を含む)</p> <p>【含まれないもの】 ・特定の機能にリンクした人事管理業務(⇒機能に従って分類)</p> <p>01.3.2 総合的な計画・統計業務 ・総合的な経済・社会計画に係る業務や総合的な統計業務の運営・実施(総合的な経済・社会計画及び統計計画の編成・調整・監視を含む)</p> <p>【含まれないもの】 ・特定の機能にリンクした経済・社会計画に係る業務、統計業務(⇒機能に従って分類)</p>

1桁分類	2桁分類	個別/集合	対応する3桁分類及びそれに含まれる機能
			01.3.3 その他の一般行政 ・その他の一般行政(物品の一括購入・支給、政府記録・公文書の保全・保管、政府が所有・占有する庁舎の管理、共用駐車場、政府印刷局、コンピュータ・データ処理の集中管理サービスなど)の運営・実施 【含まれないもの】 ・特定の機能にリンクしたその他の一般行政(⇒機能に従って分類)
	01.4 基礎研究	集合	(基礎研究とは、現象や観察可能な事実の基礎にある新たな知見を獲得することを主な目的とし、特定の応用例や用途は念頭に置かずに行なわれる実験的・理論的作業である。) ・基礎研究に携わる政府機関の管理・運営 ・研究機関や大学等の非政府機関によって実施される基礎研究を支援するための贈与・融資・補助金 【含まれないもの】 ・応用研究及び試験開発(⇒機能に従って分類)
	01.5 R&D(一般公共サービス)	集合	(応用研究とは、新たな知見を獲得することを目的として行なわれる未開拓の研究であるが、主として特定の実用上の目標・課題を指向するものである。 試験開発とは、研究や実際上の経験から得られた既存の知見を活用して行なわれる体系的作業であり、新たな素材・製品・装置の生産や新たな製法・システム・サービスの導入、既に生産・導入されているものの大幅な改善を指向するものである。) ・一般公共サービスに係る応用研究及び試験開発に携わる政府機関の管理・運営 ・研究機関や大学等の非政府機関によって実施される一般公共サービスに係る応用研究及び試験開発を支援するための贈与・融資・補助金 【含まれないもの】 ・基礎研究(⇒01.4)
	01.6 その他の一般公共サービス	集合	・選挙人名簿への登録、選挙・国民投票の実施、委任統治領の経営等の一般公共サービスの管理・運営・補助 ・01.1～01.5に分類できない一般公共サービス 【含まれないもの】 ・公的債務取引(⇒01.7) ・他レベルの政府との間の一般的移転(⇒01.8)
	01.7 公的債務取引	集合	・利払い及び政府債務の引受・発行に係る経費支出 【含まれないもの】 ・公的債務管理に係る行政コスト(⇒01.1)
	01.8 他レベルの政府との間の一般的移転	集合	・他レベルの政府との間の移転であって、一般的性質を有し、特定の機能へは分類できないもの。
02 防衛			
	02.1 軍事防衛	集合	・軍事防衛に係る業務・サービス ・陸海空及び宇宙防衛部隊の運用 ・工兵部隊、輸送班、通信班、諜報機関、人事担当、その他の非戦闘防衛部隊の運用 ・常備編制に対する予備・補助部隊の運用・補助 ・在外武官の任務、野戦病院 【含まれないもの】 ・軍事援助ミッション(⇒02.3) ・基地内病院(⇒07.3) ・カリキュラムが民間施設と類似である軍事学校・大学(生徒が軍人・軍属及びその家族に限定される場合を含む)(⇒09.1～09.4) ・軍人・軍属に対する年金制度(⇒10.2)
	02.2 民間防衛	集合	・民間防衛に係る業務・サービスの運営；危機管理計画の編成、民間施設及び民間人が参加した演習の組織化 ・民間防衛部隊の運用・補助 【含まれないもの】 ・民間救護サービス(⇒03.2) ・平時災害時の非常用食糧、装備、その他の必需品(⇒10.9)
	02.3 対外軍事援助	集合	・軍事援助の運営 ・外国政府に派遣された、又は国際軍事機関・同盟に配属された軍事援助ミッションの運用 ・無償援助(資金協力及び現物給付)、有償資金協力(有利子か無利子かは問わない)及び装備貸与の形態による軍事援助 ・人員の割当てを含む国際平和維持部隊への貢献
	02.4 R&D(防衛)	集合	(基礎研究、応用研究及び試験開発の各用語は、01.4及び01.5において定義されている。) ・防衛に係る応用研究及び試験開発に携わる政府機関の管理・運営 ・研究機関や大学等の非政府機関によって実施される一般公共サービスに係る応用研究及び試験開発を支援するための贈与・融資・補助金 【含まれないもの】 ・基礎研究(⇒01.4)

1桁分類	2桁分類	個別/集合	対応する3桁分類及びそれに含まれる機能
	02.5 その他の防衛	集合	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛に関する総合的な政策、企画、計画及び予算の編成・運営・調整・監視等の活動の管理・運営・補助 ・防衛に関する法令の整備・施行 ・防衛に関する一般情報、技術的文書及び統計の作成・公表 ・02.1～02.4に分類できない防衛関係業務・サービス <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退役軍人に係る業務の運営(⇒10.2)
03 公共の秩序・安全			
	03.1 警察サービス	集合	<ul style="list-style-type: none"> ・警察業務・サービスの運営(外国人登録、入国者への就労・観光査証の発行、逮捕記録や警察関連統計の保持、道路交通規制・取締り、密輸防止、沖合・遠洋漁業の取締りを含む) ・警察隊、港湾・国境・沿岸警備隊、及び公的機関が保有するその他の特殊警察隊の運用 ・警察研究所の運営 ・警察訓練プログラムの実施・補助 <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察訓練とともに一般教育も施す警察学校(⇒09.1～09.4)
	03.2 消防サービス	集合	<ul style="list-style-type: none"> ・防火・消火業務及びサービスの運営 ・消防隊、及び公的機関が有するその他の防火・消火サービスの運用； 防火・消火訓練プログラムの実施・補助 ・山岳救助、海水浴場監視、水害被災地の救助等の民間救護サービス <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間防衛(⇒02.2) ・森林火災の消火・防止のために特別に訓練・装備された消防隊(⇒04.2)
	03.3 裁判所	集合	<ul style="list-style-type: none"> ・民事・刑事裁判及び司法制度の運営・実施・補助(罰金や裁判所による法的調停の執行、仮釈放・保護観察制度の運用を含む) (訳者注: 司法制度(原文judicial system)には検察機能を含めて考えるのが自然) ・政府の代理又は他の者の代理として行なう法的代行・助言業務(政府が現金又は現物で提供) ・行政審判、行政監察等 <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刑務所管理(⇒03.4)
	03.4 刑務所	集合	<ul style="list-style-type: none"> ・刑務所及びその他の犯罪者拘留・更生施設(刑務農場、収容作業施設、児童自立支援施設、少年院、触法精神障害者保安施設等)の管理・運営・補助 <p>(基礎研究、応用研究及び試験開発の各用語は、01.4及び01.5において定義されている。)</p>
	03.5 R&D(公共の秩序・安全)	集合	<ul style="list-style-type: none"> ・公共の秩序・安全に係る応用研究及び実用化に携わる政府機関の管理・運営 ・研究機関や大学等の非政府機関によって実施される公共の秩序・安全に係る応用研究及び試験開発を支援するための贈与・融資・補助金 <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎研究(⇒01.4)
	03.6 その他の公共の秩序・安全	集合	<ul style="list-style-type: none"> ・公共の秩序・安全に関する総合的な政策、企画、計画及び予算の編成・運営・調整・監視等の活動の管理・運営・補助 ・公共の秩序・安全の提供のための法令・基準の整備・施行 ・公共の秩序・安全に関する一般情報、技術的文書及び統計の作成・公表 ・03.1～03.5に分類できない公共の秩序・安全に係る業務・サービス
04 経済業務			
	04.1 経済、通商、労働関係業務一般	集合	<p>04.1.1 全般的な経済・通商関係業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全般的な経済・通商関係業務及びサービス(対外通商業務を含む)の運営； 全般的な経済・通商政策の立案・実施； 政府部内及び政府・企業間の連絡調整 ・全般的な経済・通商活動に対する規制・補助(輸出入取引全般、商品・株式市場、総合的な所得管理、全般的な貿易促進活動、独占に対する一般規制、通商・市場参入に関するその他の規制等)； 銀行業に対する監督 ・特許権、商標、著作権、会社登記、天気予報、規格、水調査、測量調査等に携わる機関の運営・補助 ・消費者教育・保護 ・全般的な経済・通商政策及び計画を促進するための贈与・融資・補助金 <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定産業に係る経済・通商関係業務(⇒04.2～04.7) <p>04.1.2 全般的な労働関係業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全般的な労働関係業務及びサービスの運営； 全般的な労働政策の立案・実施； 労働条件(労働時間、賃金、安全性等)の監督・規制； 政府部内及び政府と包括的産業・経営・労働団体との間の連絡調整 ・次に掲げることを目的とする全般的な計画・施策の実施・補助： 労働移動の円滑化、性別・人種・年齢等による差別の解消、貧困・低開発地域における失業率の引下げ、障害者等の失業率の高いグループの雇用促進等； 職業紹介所の運営； 労働仲裁・調停サービスの実施・補助 ・全般的な労働関係業務・サービスに関する一般情報、技術的文書及び統計の作成・公表 ・全般的な労働政策及び計画を促進するための贈与・融資・補助金 <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定産業に係る労働関係業務(⇒04.2～04.7) ・失業者に対する現金／現物給付による社会保護の提供(⇒10.5)

1桁分類	2桁分類	個別/集合	対応する3桁分類及びそれに含まれる機能
	04.2 農畜産業、林業、漁業、狩猟	集合	<p>04.2.1 農畜産業（訳者注：“agriculture”には畜産の意も含まれる）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農畜産業関係業務・サービスの運営；耕作地の保全・改良・拡張；農地改革・土地整理；農畜産業の監督・規制 ・治水・灌漑・排水システムの構築・運用（これらの業務に対する補助金・融資を含む） ・農畜産物価格及び農家所得の安定化・向上のためのプログラム・制度の運営・補助；農家に対する農畜産業教育及び獣医サービス、病虫害管理サービス、収穫物検査サービス、収穫物等級付けサービスの運営・補助 ・農畜産業関係業務・サービスに関する一般情報、技術的文書及び統計の作成・公表 ・農畜産業活動に関連して農家に支払われる補償金・贈与・融資・補助金（特定作物の生産抑制・奨励や減反のための給付金を含む） <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多目的開発事業（⇒04.7.4） <p>04.2.2 林業（木材以外の林産物を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業関係業務・サービスの運営；保安林（forest reserve）の保全・拡張・合理的利用；森林経営の監督・規制、森林伐採免許の交付 ・再植林事業、病虫害管理、森林火災の消火・防止サービス、森林経営者に対する林業教育サービスの運営・補助 ・林業関係業務・サービスに関する一般情報、技術的文書及び統計の作成・公表 ・営利的林業活動を補助するための贈与・融資・補助金 <p>04.2.3 漁業・狩猟（営利目的及びスポーツ目的の双方が含まれる。また、以下に掲げる漁業・狩猟関係業務・サービスは、自然公園・保護区外で行なわれる活動を指す。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業・狩猟関係業務・サービスの運営；水産・野生動物資源の保護・繁殖・合理的利用；淡水漁業、沿岸漁業、遠洋漁業、養殖漁業、野生動物狩猟に対する監督・規制、漁業・狩猟免許の交付 ・水産孵化場、漁業・狩猟教育サービス、水産資源・家畜の放流・導入・間引き活動等の運営・補助 ・漁業・狩猟関係業務・サービスに関する一般情報、技術的文書及び統計の作成・公表 ・営利的漁業・狩猟活動（水産孵化場の建設・運営を含む）を補助するための贈与・融資・補助金 <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖合・遠洋漁業の取締り（⇒03.1） ・自然公園及び保護区の管理、運営又は補助（⇒05.4）
	04.3 燃料・エネルギー	集合	<p>04.3.1 石炭等の固形鉱物性燃料（石炭（等級は問わない）、褐炭・亜炭、泥炭が含まれ、採掘・品位向上の方法やコークス・石炭ガス等の他形態への転換の如何を問わない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固形鉱物性燃料に係る業務・サービスの運営；固形鉱物性燃料資源の保全・発掘・開発・合理的利用；固形鉱物性燃料の採掘・加工・流通・使用に対する監督・規制 ・固形鉱物性燃料に係る業務・サービスに関する一般情報、技術的文書及び統計の作成・公表 ・固形鉱物性燃料産業、コークス・練炭・ガス製造業を補助するための贈与・融資・補助金 <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固形鉱物性燃料の輸送業務（⇒04.5） <p>04.3.2 石油・天然ガス（天然ガス、液化石油ガス・精製ガス、油井及びその他のソース（頁岩、タールサンド等）から得られる石油、都市ガス（成分は問わない）の供給が含まれる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油・天然ガスに係る業務・サービスの運営；石油・天然ガス資源の保全・発掘・開発・合理的利用；石油・天然ガスの採掘・加工・流通・使用に対する監督・規制 ・石油・天然ガスに係る業務・サービスに関する一般情報、技術的文書及び統計の作成・公表 ・石油採掘業、原油及び関連する液体・ガス化製品の精製業を補助するための贈与・融資・補助金 <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油・ガスの輸送業務（⇒04.5） <p>04.3.3 核燃料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核燃料に係る業務・サービスの運営；核物質資源の保全・発掘・開発・合理的利用；核燃料物質の採掘・加工及び核燃料成分の製造・流通・使用に対する監督・規制 ・核燃料に係る業務・サービスに関する一般情報、技術的文書及び統計の作成・公表 ・核物質の採掘・加工業を補助するための贈与・融資・補助金 <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核燃料の輸送業務（⇒04.5） ・放射性廃棄物の処分（⇒05.1） <p>04.3.4 その他燃料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコール、木材及び木材クズ、バガス、その他の非商業燃料等の燃料に係る業務・サービスの運営 ・これら燃料の入手可能性・生産・利用に関する一般情報、技術的文書及び統計の作成・公表 ・これら燃料のエネルギー生産における利用促進のための贈与・融資・補助金 <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林管理（⇒04.2.2） ・風力・太陽熱（⇒04.3.5又は04.3.6） ・地熱資源（⇒04.3.6）

1桁分類	2桁分類	個別/集合	対応する3桁分類及びそれに含まれる機能
			<p>04.3.5 電力（火力・水力等の伝統的な電力源、風力・太陽熱等の新たな電力源の双方が含まれる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力に係る業務・サービスの運営； 電力源の保全・開発・合理的利用； 発電・送電・配電に対する監督・規制 ・非企業型電力供給システムの建設・運営 ・電力に係る業務・サービスに関する一般情報、技術的文書及び統計の作成・公表 ・電力供給業を補助するための贈与・融資・補助金（ダム等の主に電力供給のために設計された構築物の建設に対するものを含む） <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力・太陽熱により生産される非電力エネルギー（⇒04.3.6） <p>04.3.6 非電力エネルギー（地熱や風力・太陽熱により生産される非電力エネルギーが含まれる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非電力エネルギーに係る業務・サービスの運営（主に、蒸気・温水・熱気の状態による熱エネルギーの生産・供給・利用に関わるもの） ・非企業型非電力エネルギー供給システムの建設・運営 ・非電力エネルギーの入手可能性・生産・利用に関する一般情報、技術的文書及び統計の作成・公表 ・非電力エネルギーの利用促進のための贈与・融資・補助金
	04.4 鉱業、製造業、建設	集合	<p>04.4.1 鉱物性資源（鉱物性燃料を除く）の採鉱業（金属鉱物、砂、粘土、石、化合・肥料用鉱物、塩、宝石（の原石）、石綿、石膏等が含まれる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉱業・鉱物資源に係る業務・サービスの運営； 鉱物資源の保全・発掘・開発・合理的利用； 試掘・採鉱、販売等の鉱物生産に係る各局面に対する監督・規制（免許・賃貸契約書の交付、採鉱量規制、採掘坑に対する安全基準適合検査等を含む） ・鉱業・鉱物資源に係る業務・サービスに関する一般情報、技術的文書及び統計の作成・公表 ・営利的鉱業活動を補助するための贈与・融資・補助金 <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石炭等の固形燃料（⇒04.3.1） ・石油・天然ガス（⇒04.3.2） ・原子力燃料物質（⇒04.3.3） <p>04.4.2 製造業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業関係業務・サービスの運営； 製造業の育成・発展・進歩； 製造工場の開設及び運営に対する監督・規制（製造業事業所に対する安全基準適合検査、製品の安全性に係る消費者保護等を含む）； 製造業者団体と、製造業関係業務・サービスに利害関係を有するその他機関との間の連絡調整 ・製造加工活動及び加工製品に関する一般情報、技術的文書及び統計の作成・公表 ・製造業企業を補助するための贈与・融資・補助金 <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石炭加工業に係る業務・サービス（⇒04.3.1） ・石油精製業に係る業務・サービス（⇒04.3.2） ・原子力燃料産業に係る業務・サービス（⇒04.3.3） <p>04.4.3 建設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設関係業務・サービスの運営； 建設業に対する監督； 建築基準の考案・制定（占有許可証の交付、建設現場に対する安全基準適合検査等を含む） ・建設に係る業務・サービスに関する一般情報、技術的文書及び統計の作成・公表 <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅、産業用建築物、街路、公共設備、文化施設等の建設のための贈与・融資・補助金（⇒それぞれの機能に応じて分類） ・住宅規格の考案・制定（⇒06.1）
			<p>04.5.1 道路輸送（幹線道路、都市内道路、街路、自転車道、歩道が含まれる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路輸送システム・設備（道路、橋梁、トンネル、駐車設備、バスターミナル等）の運用・利用・建設・維持に係る業務・サービスの運営 ・道路使用者に対する監督・規制（車両・運転免許、車両安全検査、旅客・貨物道路輸送に係るサイズ・積載量の指定、バス・トラック運転手の労働時間規制等） ・道路輸送システムの運営に対する監督・規制（営業権の交付、料金の承認、営業時間・頻度の承認等） ・道路の建設・維持に係る監督・規制 ・非企業型道路輸送システム・設備の建設・運用 ・道路輸送システムの運用及び道路建設に関する一般情報、技術的文書及び統計の作成・公表 ・道路輸送システム・設備の運用・建設・維持・改良を補助するための贈与・融資・補助金 <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通規制（⇒03.1） ・道路車両製造業者への贈与・融資・補助金（⇒04.4.2） ・街路清掃（⇒05.1） ・遮音堤、遮音壁等の遮音施設の建設（都市幹線道路への低騒音舗装を含む）（⇒05.3） ・街灯（⇒06.4）

1桁分類	2桁分類	個別/集合	対応する3桁分類及びそれに含まれる機能
	04.5 運輸	集合	<p>04.5.2 水上輸送 ・離島・沿岸・遠洋水上輸送システム・設備(港、ドック、航法援助施設・装置[無線・衛星を利用するものを含む]、運河、橋梁、トンネル、水路、防波堤、埠頭、ターミナル等)の運用・利用・建設・維持に係る業務・サービスの運営(救難・曳航サービスを含む) ・水上輸送システムの利用者に対する監督・規制(船舶・乗組員の登録・免許・検査、旅客・貨物の安全に係る規制等) ・水上輸送システムの運営に対する監督・規制(営業権の交付、料金の承認、営業時間・頻度の承認等) ・水上輸送設備の建設・維持に係る監督・規制 ・非企業型水上輸送システム・設備(連絡船等)の建設・運用 ・水上輸送システムの運用及び水上輸送設備の建設に関する一般情報、技術的文書及び統計の作成・公表 ・水上輸送システム・設備の運用・建設・維持・改良を補助するための贈与・融資・補助金</p> <p>【含まれないもの】 ・造船業者への贈与・融資・補助金(⇒04.4.2)</p> <p>04.5.3 鉄道輸送 (長距離都市間鉄道・都市高速鉄道・路面鉄道輸送システムや、鉄道車両の取得・維持管理が含まれる。) ・鉄道輸送システム・設備(鉄道軌道の路盤、ターミナル、トンネル、橋梁、土手、切通し等)の運用・利用・建設・維持に係る業務・サービスの運営 ・鉄道利用者に対する監督・規制(車両の状態、路盤の安定性、旅客・貨物の安全性等) ・鉄道輸送システムの運営に対する監督・規制(営業権の交付、料金の承認、営業時間・頻度の承認等) ・鉄道の建設・維持に係る監督・規制 ・非企業型鉄道輸送システム・設備の建設・運用 ・鉄道輸送システムの運用及び鉄道建設に関する一般情報、技術的文書及び統計の作成・公表 ・鉄道輸送システム・設備の運用・建設・維持・改良を補助するための贈与・融資・補助金</p> <p>【含まれないもの】 ・鉄道車両製造業者への贈与・融資・補助金(⇒04.4.2) ・遮音堤、遮音壁等の遮音施設の建設(軌道・路盤等への低騒音加工を含む)(⇒05.3)</p> <p>04.5.4 航空輸送 (定期便・不定期便の双方を含む。また、個人飛行に係る規制・管制が含まれる。) ・航空輸送システム・設備(空港、滑走路、ターミナル、格納庫、航法援助施設・装置[無線・衛星を利用するものを含む]、航空管制等)の運用・利用・建設・維持に係る業務・サービスの運営(救難・曳航サービスを含む) ・航空輸送システムの利用者に対する監督・規制(航空機・パイロット・乗務員・地上職員の登録・免許・検査、旅客の安全に係る規制、航空事故調査等) ・航空輸送システムの運営に対する監督・規制(航路割り当て、料金の承認、運行頻度・サービス水準の承認等) ・航空輸送設備の建設・維持に係る監督・規制 ・非企業型公共航空輸送サービス・設備の建設・運用 ・航空輸送システムの運用及び航空輸送設備の建設に関する一般情報、技術的文書及び統計の作成・公表 ・航空輸送システム・設備の運用・建設・維持・改良を補助するための贈与・融資・補助金</p> <p>【含まれないもの】 ・航空機製造業者への贈与・融資・補助金(⇒04.4.2)</p> <p>04.5.5 パイプライン及びその他運輸 ・パイプライン及びその他の輸送システム(ケーブルカー、リフト等)の運用・利用・建設・維持に係る業務・サービスの運営 ・パイプライン及びその他の輸送システムの利用者に対する監督・規制(設備及びオペレーターの技能・研修に係る登録・免許・検査、安全基準等) ・パイプライン及びその他の輸送システムの運営に対する監督・規制(営業権の交付、料金及び運行頻度・サービス水準の設定等) ・パイプライン及びその他の輸送システムの建設・維持に係る監督・規制 ・非企業型のパイプライン及びその他の輸送システムの建設・運用 ・パイプライン及びその他の輸送システムの運用・建設に関する一般情報、技術的文書及び統計の作成・公表 ・パイプライン及びその他の輸送システムの運用・建設・維持・改良を補助するための贈与・融資・補助金</p>
	04.6 通信	集合	<p>・通信システム(郵便・電話・電報・無線・衛星通信システム)の建設・拡張・改善・運用・維持に係る業務・サービスの運営 ・通信システムの運営に対する規制(営業権の交付、周波数の割当、営業区域・料金の指定等) ・通信関係業務・サービスに関する一般情報、技術的文書及び統計の作成・公表 ・通信システムの建設・運用・維持・改良を補助するための贈与・融資・補助金</p> <p>【含まれないもの】 ・水上・航空輸送のための無線・衛星による航法援助施設(⇒04.5) ・ラジオ・テレビ放送システム(⇒08.3)</p>

1桁分類	2桁分類	個別/集合	対応する3桁分類及びそれに含まれる機能
	04.7 その他産業	集合	<p>04.7.1 流通・保管・倉庫業 ・流通・保管・倉庫業に係る業務・サービスの運営 ・卸・小売業に対する監督・規制(免許、商慣行、パック詰食品及びその他家庭向け商品の表示、秤及びその他計量器の検査等); 保管・倉庫業に対する監督・規制(保税倉庫の免許・監督を含む) ・卸・小売業者を通じた価格統制や配給制度の運営(財、消費者の種類を問わない); 一般国民に対する食料等の補助の運営・支給 ・流通及び保管・倉庫業の諸側面(価格、財の入手可能性等)に関する情報の作成・公表(業界及び国民に対して); 流通及び保管・倉庫業に関する統計の作成・公表 ・流通及び保管・倉庫業を補助するための贈与・融資・補助金</p> <p>【含まれないもの】 ・生産者に対する価格規制等の規制の運営(⇒機能に従って分類) ・特定のグループや個人に対する食料等の補助(⇒10)</p> <p>04.7.2 ホテル及びレストラン ・ホテル及びレストランの建設・拡張・改善・運用・維持に関する業務・サービスの運営 ・ホテル及びレストランの運営に対する監督・規制(料金・衛生・商慣行に対する規制、ホテル・レストランの営業免許等) ・ホテル及びレストランに係る業務・サービスに関する一般情報、技術的文書及び統計の作成・公表 ・ホテル及びレストランの建設・運用・維持・改良を補助するための贈与・融資・補助金</p> <p>04.7.3 観光 ・観光関係業務・サービスの運営; 観光の促進・開発; 運輸業、ホテル・レストラン業など観光客からの受益産業との連絡調整 ・内外の観光案内所等の運営; 販促資料等の作成・発行を含む宣伝活動の組織化 ・観光に関する統計の作成・公表</p> <p>04.7.4 多目的開発事業 (典型的には、発電、治水、灌漑、航行、保養を目的とする複合施設で構成される。) ・多目的開発事業の建設・拡張・改善・運用・維持に関する業務・サービスの運営 ・多目的開発事業に係る業務・サービスに関する一般情報、技術的文書及び統計の作成・公表 ・多目的開発事業の建設・運用・維持・改良を補助するための贈与・融資・補助金</p> <p>【含まれないもの】 ・主機能は1つであり、他の機能は副次的である事業(⇒主機能に従って分類)</p>
	04.8 R&D(経済業務)	集合	<p>(基礎研究、応用研究及び試験開発の各用語は、01.4及び01.5において定義されている。)</p> <p>04.8.1 R&D(経済、通商、労働関係業務一般) ・経済・通商・労働関係業務に係る応用研究及び試験開発に携わる政府機関の管理・運営 ・研究機関や大学等の非政府機関によって実施される経済・通商・労働関係業務に係る応用研究及び試験開発を支援するための贈与・融資・補助金</p> <p>【含まれないもの】 ・基礎研究(⇒01.4)</p> <p>04.8.2 R&D(農業、林業、漁業、狩猟) ・農業・林業・漁業・狩猟に係る応用研究及び試験開発に携わる政府機関の管理・運営 ・研究機関や大学等の非政府機関によって実施される農業・林業・漁業・狩猟に係る応用研究及び試験開発を支援するための贈与・融資・補助金</p> <p>【含まれないもの】 ・基礎研究(⇒01.4)</p> <p>04.8.3 R&D(燃料・エネルギー) ・燃料・エネルギーに係る応用研究及び試験開発に携わる政府機関の管理・運営 ・研究機関や大学等の非政府機関によって実施される燃料・エネルギーに係る応用研究及び試験開発を支援するための贈与・融資・補助金</p> <p>【含まれないもの】 ・基礎研究(⇒01.4)</p> <p>04.8.4 R&D(鉱業、製造業、建設) ・鉱業・製造業・建設に係る応用研究及び試験開発に携わる政府機関の管理・運営 ・研究機関や大学等の非政府機関によって実施される鉱業・製造業・建設に係る応用研究及び試験開発を支援するための贈与・融資・補助金</p> <p>【含まれないもの】 ・基礎研究(⇒01.4)</p> <p>04.8.5 R&D(運輸) ・運輸に係る応用研究及び試験開発に携わる政府機関の管理・運営 ・研究機関や大学等の非政府機関によって実施される運輸に係る応用研究及び試験開発を支援するための贈与・融資・補助金</p> <p>【含まれないもの】 ・基礎研究(⇒01.4)</p> <p>04.8.6 R&D(通信) ・通信に係る応用研究及び試験開発に携わる政府機関の管理・運営 ・研究機関や大学等の非政府機関によって実施される通信に係る応用研究及び試験開発を支援するための贈与・融資・補助金</p> <p>【含まれないもの】 ・基礎研究(⇒01.4)</p>

1桁分類	2桁分類	個別/集合	対応する3桁分類及びそれに含まれる機能
			04.8.7 R&D(その他産業) (流通・保管・倉庫業、ホテル・レストラン、観光、多目的開発事業を含む) ・その他の部門に係る応用研究及び試験開発に携わる政府機関の管理・運営 ・研究機関や大学等の非政府機関によって実施されるその他の部門に係る応用研究及び試験開発を支援するための贈与・融資・補助金 【含まれないもの】 ・基礎研究(⇒01.4)
	04.9 その他の経済業務	集合	・04.1～04.8には分類できない全般的又は分野別経済業務に関する管理・運営・補助活動
05 環境保護 (環境保護の内訳分類は、Eurostatの「欧州環境経済情報収集体系」(European System for the Collection of Economic Information on the Environment, SERIEE)で詳述されているとおり、環境保護活動分類(Classification of Environmental Protection Activities, CEPA)に基づく。)			
	05.1 廃棄物管理	集合	(本項目には、核廃棄物を含む廃棄物の収集、処理、処分が含まれる。廃棄物の収集は、街路・広場・歩道・市場・公園等の清掃を含む。また、各種廃棄物の収集(品目別選別収集か否かは問わない)や、処理場までの輸送及び積み下ろしを含む。廃棄物の処理は、廃棄物の中和・無害化、輸送のための低害化、再生・保管が可能な状態への改変、体積の圧縮を目的として、廃棄物の物理的・化学的・生物学的特性を改変するために設計されたあらゆる方法・過程を含む。廃棄物の種類は問わない。廃棄物の処分は、再利用が見込めない廃棄物を、埋立て・閉じ込め・地中投棄・海洋投棄等の処分法により最終処分することを含む。) ・廃棄物の収集・処理・処分システムの管理・監督・検査・運営・補助 ・上記システムの運用・建設・維持・改良を補助するための贈与・融資・補助金
	05.2 廃水管理	集合	(本項目には、下水道システムの運営、廃水の処理が含まれる。下水道システムの運営は、各種廃水(雨水や国内外で発生する廃水)を、その発生箇所から下水処理場又は排水地点へとくみ出すための回収システム、パイプライン、導管、ポンプの管理・建設を含む。廃水処理は、該当する環境基準やその他の水質基準に適合するように廃水を処理するための機械的・生物学的・先進的なあらゆるプロセスを含む。) ・下水道システム及び廃水処理の管理・監督・検査・運営・補助 ・上記システムの運用・建設・維持・改良を補助するための贈与・融資・補助金
	05.3 公害対策	集合	(本項目には、大気・気候の保全、土壌・地下水の保全、騒音・振動の緩和、放射線からの保護に関する活動が含まれる。これらの活動は、次に掲げるものを含む: 監督システム・観測所(気候観測所を除く)の建設・維持・運営; 遮音堤、遮音壁等の遮音施設の建設(都市幹線道路、軌道、路盤等への低騒音舗装・加工を含む); 水質汚染の浄化対策; 温室効果ガスや大気質に悪影響を及ぼす汚染物質の排出の抑制・防止対策; 汚染土壌の浄化、汚染物質の保管のための設備の建設・維持・運営; 汚染物質の運搬。) ・公害対策・抑制に関する活動の管理・監督・検査・運営・補助 ・公害対策・抑制に関する活動を補助するための贈与・融資・補助金
	05.4 生物多様性・景観の保護	集合	(本項目には、動植物の種の保存(絶滅種の復活、絶滅危惧種の増殖を含む)、生息地の保護(自然公園や保護区の管理を含む)、美的価値に係る景観保護(損なわれた景観の美的価値を高めるための改修、廃鉱・廃採石場の復旧を含む)に関する活動が含まれる。) ・生物多様性・景観の保護に関する活動の管理・監督・検査・運営・補助 ・生物多様性・景観の保護に関する活動を補助するための贈与・融資・補助金
	05.5 R&D(環境保護)	集合	(基礎研究、応用研究及び試験開発の各用語は、01.4及び01.5において定義されている。) ・環境保護に係る応用研究及び試験開発に携わる政府機関の管理・運営 ・研究機関や大学等の非政府機関によって実施される環境保護に係る応用研究及び試験開発を支援するための贈与・融資・補助金 【含まれないもの】 ・基礎研究(⇒01.4)
	05.6 その他の環境保護	集合	・環境保護の促進のための総合的な政策、企画、計画及び予算の編成・運営・調整・監視等の活動の管理・統制・規制・監督・運営・補助 ・環境保護サービスの提供に関する法令・基準の整備・施行 ・環境保護に関する一般情報、技術的文書及び統計の作成・公表 ・05.1～05.5に分類できない環境保護関係業務・サービス
06 住宅・地域アメニティ			
	06.1 住宅開発	集合	・住宅開発関係業務・サービスの運営; 住宅開発活動の促進・監視・評価(公的機関主導か否かは問わない); 住宅規格の考案・制定 ・スラム街の解消(住宅供給関連); 住宅建設に必要な土地の取得; 一般国民又は特殊用途向け住宅の建設・購入及び改修 ・住宅開発関係業務・サービスに関する一般情報、技術的文書及び統計の作成・公表 ・住宅ストックの拡充・向上・維持を補助するための贈与・融資・補助金 【含まれないもの】 ・建築基準の考案・制定(⇒04.4.3) ・家計の住居費支払を補助するための現金・現物給付(⇒10.6)

1桁分類	2桁分類	個別/集合	対応する3桁分類及びそれに含まれる機能
	06.2 地域開発	集合	<ul style="list-style-type: none"> ・地域開発関係業務・サービスの運営； 区画規制法令及び土地用途・建築物に係る規制の運用 ・地域社会の創出・再生の企画； 地域社会向けの住居・産業・公益事業・保健・教育・文化・娯楽等の利便の向上・充実の企画； 開発計画のファイナンス手法の準備 ・地域開発関係業務・サービスに関する一般情報、技術的文書及び統計の作成・公表 <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の施行、すなわち住宅、産業用建築物、街路、公共設備、文化施設等の実際の建設(⇒機能に従って分類) ・農地改革、土地の(再)整理(⇒04.2.1) ・建築基準の管理(⇒04.4.3) ・住宅規格の管理(⇒06.1)
	06.3 上水道	集合	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道業務の運営； 将来需要の評価及び当該評価に基づく供給能力の決定； 飲用水のあらゆる面の監督・規制(水質・価格・水量の管理を含む) ・非企業型上水道システムの建設・運用 ・上水道業務・サービスに関する一般情報、技術的文書及び統計の作成・公表 ・上水道システムの運用・建設・維持・改良を補助するための贈与・融資・補助金 <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・灌漑システム(⇒04.2.1) ・多目的事業(⇒04.7.4) ・廃水の回収・処理(⇒05.2)
	06.4 街灯	集合	<ul style="list-style-type: none"> ・街灯関係業務の運営； 街灯規格の考案・制定 ・街灯の設置・運用・維持・改良等 <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路の建設・運用に伴う照明関係業務・サービス(⇒04.5.1) <p>(基礎研究、応用研究及び試験開発の各用語は、01.4及び01.5において定義されている。)</p>
	06.5 R&D(住宅・地域アメニティ)	集合	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・地域アメニティに係る応用研究及び試験開発に携わる政府機関の管理・運営 ・研究機関や大学等の非政府機関によって実施される住宅・地域アメニティに係る応用研究及び試験開発を支援するための贈与・融資・補助金 <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎研究(⇒01.4) ・工法・建設資材に関する応用研究及び試験開発(⇒04.8.4)
	06.6 その他の住宅・地域アメニティ	集合	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・地域アメニティに関する総合的な政策、企画、計画及び予算の編成・運営・調整・監視等の活動の管理・運営・補助 ・住宅・地域アメニティに関する法令・基準の整備・施行 ・住宅・地域アメニティに関する一般情報、技術的文書及び統計の作成・公表 ・住宅・地域アメニティに関する06.1～06.5に分類できない活動の管理・運営・補助
07 保健			<p>(保健に係る政府支出には、個々人に対するサービス、集合的に提供されるサービスの双方に関する支出が含まれる。個別的サービスに係る支出は07.1～07.4に、集合的サービスに係る支出は07.5及び07.6に、それぞれ分類される。)</p> <p>集合的保健サービスは、次に掲げる事柄に関わるものである： 政策の編成・運営； 医療・準医療従事者や病院・診療所等に関する基準の設定・施行； 保健サービス提供者に対する規制・免許； 医療・保健関連事項に関する応用研究及び試験開発。ただし、病院・診療所等のある特定グループの経営・活動と関連する一般経費は個別的支出とみなされ、07.1～07.4に適宜分類される。)</p>
	07.1 医療用品、医療用器具・設備	個別	<p>(本項目には、個人・家計が、通常は薬剤師や医療設備供給者から取得する、薬剤、人工装具(義足等)、医療用器具・設備、その他保健関連製品が含まれる(処方箋の有無は問わない)。これらは、保健施設・機関の外部での消費・使用を意図したものである。これらの製品のうち、医療・歯科・準医療開業業者から外来患者へ、あるいは病院等から入院患者へと直接提供されるものは、外来サービス(07.2)又は病院サービス(07.3)に分類される。)</p> <p>07.1.1 医薬品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調合剤、(調合前)の薬剤、売薬(市販薬)、血清剤・ワクチン、ビタミン・ミネラル、タラ肝油・オヒョウ肝油、経口避妊薬、等の医薬品の供給 ・医薬品供給の管理・運営・補助 <p>07.1.2 その他の医療用品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検温器、包帯(粘着性、非粘着性とも)、皮下注射器、救急用具セット、湯たんぽ・水囊、医療用メリヤス製品(弾性靴下、膝当て等)、妊娠検査器、コンドーム等の物理的手段による避妊具、等の医療用品の供給 ・処方されたその他の医療用品の供給の管理・運営・補助 <p>07.1.3 治療用器具・設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矯正用眼鏡・コンタクトレンズ、補聴器、義眼・義肢等の人工装具、整形外科用の支持器(副木、懸垂帯等)・履物、矯正用ベルト、ヘルニアバンド、頸椎装具、医療用マッサージ器具、医療用電灯、車椅子(電動、非電動とも)・病人用車両、「特殊用途」ベッド、松葉杖、電子血圧計等の血圧測定器、等の治療用器具・設備の供給 ・処方された治療用器具・設備の供給の管理・運営・補助 <p>(本項目には、義歯(装着費用を除く)、治療用器具・装置の修理が含まれる。)</p> <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治療用設備の賃借(⇒07.2.4)

1桁分類	2桁分類	個別/集合	対応する3桁分類及びそれに含まれる機能
	07.2 外来サービス	個別	<p>(本項目には、外来患者に対して医療・歯科・準医療開業者及び同補助者により提供される医療・歯科・準医療サービスが含まれる。当該サービスは、自宅、個別又はグループ診察施設、診療所、院内の外来患者診療室、等において提供されるだろう。外来サービスには、医療・歯科・準医療開業者や同補助者により直接外来患者に対して提供される薬剤、人工装具(義足等)、医療用器具・設備、その他保健関連製品が含まれる。入院患者に対して病院等により提供される医療・歯科・準医療サービスは、病院サービス(07.3)に分類される。)</p> <p>07.2.1 総合医療サービス (総合診療所、総合開業医により提供されるサービスが含まれる。ここで、総合診療所とは、主に外来サービスを、特定の診療科に限定せず、主として有資格医によって提供する機関と定義される。総合開業医は、特定の診療科のみには特化しない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合医療サービスの提供 総合診療所、総合開業医により提供される総合医療サービスの管理・検査・運営・補助 <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医学分析研究施設及び総合X線施設のサービス(⇒07.2.4) <p>07.2.2 専門医療サービス (専門診療所、専門開業医のサービスが含まれる。専門診療所・専門開業医は、そのサービスが特定の異常・疾病・医療行為・患者層の処置に限定されるという点で、総合診療所・総合開業医と異なる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門医療サービスの提供 専門診療所、専門開業医により提供される専門医療サービスの管理・検査・運営・補助 (本項目には、歯列矯正専門医のサービスが含まれる。) <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歯科診療所及び歯科医(⇒07.2.3) 医学分析研究施設及び総合X線施設のサービス(⇒07.2.4) <p>07.2.3 歯科医療サービス (総合/専門歯科診療所、歯科医・口腔衛生技師・その他の歯科医療補助者のサービスが含まれる。歯科診療所は、外来サービスを提供するが、必ずしも歯科医師の監督・配置は必要なく、口腔衛生技師や歯科補助者が監督し、又は配置されることもある。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外来患者に対する歯科医療サービスの提供 総合/専門歯科診療所、歯科医・口腔衛生技師・その他の歯科医療補助者により提供される歯科医療サービスの管理・検査・運営・補助 (本項目には、義歯の装着費用が含まれる。) <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 義歯(⇒07.1.3) 歯列矯正専門医のサービス(⇒07.2.2) 医学分析研究施設及び総合X線施設のサービス(⇒07.2.4) <p>07.2.4 準医療サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 外来患者に対する準医療保健サービスの提供 看護師、助産婦、理学療法士、作業療法士、言語障害矯正の専門家、その他の準医療従事者に監督される診療所により提供される保健サービスや、看護師、助産婦、準医療従事者により診療室外、患者の自宅、その他医療施設外において提供される保健サービスの管理・検査・運営・補助 (本項目には、鍼師、足治療医、カイロプラクティック専門家、検眼士、伝承医学実践者等を含む。また、医学分析研究施設及び総合X線施設、治療用設備の賃借、医学的に処方された矯正運動治療、外来患者に対する温泉・海水治療、救急搬送サービス(病院が運営するものを除く)が含まれる。) <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公衆衛生サービスの研究施設(⇒07.4) 疾病の原因究明に携わる研究施設(⇒07.5)
	07.3 病院サービス	個別	<p>(入院加療とは、治療継続中に患者が病院に收容される際に生ずるものと定義される。末期患者のためのホスピスとともに、院内ケア(介護・保育)及び在宅での病院治療も含まれる。本項目には、総合/専門病院サービス、主に対入院患者サービスを提供する医療センター・妊婦相談所・私設療養院(nursing home)・回復期保養所のサービス、基地内病院サービス、医学的観察を柱とする高齢者向け施設のサービス、長期サポートよりも患者の治療を目的として入院患者の健康管理・リハビリ治療を行うリハビリ施設のサービスが含まれる。病院とは、有資格医による直接監督の下で入院患者の看護を行う施設と定義される。医療センター、妊婦相談所、私設療養院、回復期保養所も入院患者の看護を行うが、そのサービスは医師よりも資格の低いスタッフによって監督され、多くの場合彼らによって提供される。本項目には、野戦病院(⇒02.1)、外来患者の看護のみを行う診療所(⇒07.2)、身体障害者施設及び主に長期サポートを提供するリハビリ施設(⇒10.1.2)、老人ホーム(⇒10.2)等の施設は含まれない。患者に対する入院に伴う所得喪失の補償(⇒10.1.1)も含まれない。病院サービスには、病院の患者に対して供給される薬剤、人工装具(義足等)、医療用器具・設備、その他保健関連製品が含まれる。また、経営、非医療職員、飲食、宿泊施設(職員用を含む)等に係る病院の非医療支出も含まれる。)</p> <p>07.3.1 総合病院サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合病院サービスの提供 サービスを特定の診療科に限定していない病院の管理・検査・運営・補助 <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有資格医の直接監督の下にない医療センター(⇒07.3.3)

1桁分類	2桁分類	個別/集合	対応する3桁分類及びそれに含まれる機能
			<p>07.3.2 専門病院サービス（専門病院は、そのサービスが特定の異常・疾病・患者層（例：肺病及び結核、ハンセン病、ガン、耳鼻咽喉科、精神科、産科、小児科等）の処置に限定されるという点で、総合病院と異なる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門病院サービスの提供 ・サービスを特定の診療科に限定している病院の管理・検査・運営・補助 <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有資格医の直接監督の下にない妊婦相談所（⇒07.3.3） <p>07.3.3 医療センター・妊婦相談所サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療センター・妊婦相談所サービスの提供 ・医療センター・妊婦相談所サービスの管理・検査・運営・補助 <p>07.3.4 私設療養院・回復期保養所サービス（私設療養院(nursing home)及び回復期保養所は、手術や衰弱病、あるいは主に監視・薬剤投与・機能回復のための理学療法及びトレーニング・安静を必要とする病状から回復しつつある者に対する入院患者向けサービスを提供する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私設療養院・回復期保養所サービスの提供 ・私設療養院・回復期保養所サービスの管理・検査・運営・補助 <p>（本項目には、医学的観察を不可欠とする高齢者向け施設、長期サポートよりも患者の治療を目的として入院患者の健康管理・リハビリ治療を行うリハビリ施設が含まれる。）</p>
	07.4 公衆衛生サービス	個別	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生サービスの提供 ・血液バンクの運営（採集、処理、貯蔵、発送）、疾病の検診（ガン、結核、性病）・予防（免疫措置、接種）、監視（幼児の栄養状態、児童の健康状態）、疫学的データの収集、家族計画サービス等の公衆衛生サービスの管理・検査・運営・補助 ・公衆衛生問題に係る情報資料の準備・公表 <p>（本項目には、次に掲げるものが含まれる： 特別チームによって、大半は健康な依頼人に対し、職場や学校、その他の非医療環境において提供される公衆衛生サービス； 病院、診療所、開業医とは無関係の公衆衛生サービス； 有資格医にはよらない公衆衛生サービス； 公衆衛生サービスの研究施設）</p> <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学分析研究施設（⇒07.2.4） ・疾病の原因究明に携わる研究施設（⇒07.5） <p>（基礎研究、応用研究及び試験開発の各用語は、01.4及び01.5において定義されている。）</p>
	07.5 R&D（保健）	集合	<ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生に係る応用研究及び試験開発に携わる政府機関の管理・運営 ・研究機関や大学等の非政府機関によって実施される保健衛生に係る応用研究及び試験開発を支援するための贈与・融資・補助金 <p>（本項目には、疾病の原因究明に携わる研究施設が含まれる。）</p> <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎研究（⇒01.4）
	07.6 その他の保健	集合	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な保健政策、企画、計画及び予算の編成・運営・調整・監視等の活動の管理・運営・補助 ・保健サービスの提供に関する法令・基準の整備・施行（医療施設及び医療・準医療従事者への免許交付を含む。） ・保健衛生に関する一般情報、技術的文書及び統計の作成・公表 <p>・07.1～07.5に分類できない保健関係業務・サービス</p>
08	娯楽・文化・宗教		<p>（娯楽・文化・宗教に関する政府支出には、個人及び家計に対するサービス、集合的に提供されるサービスの双方に関する支出が含まれる。個別的支出は08.1及び08.2に、集合的サービスに係る支出は08.3～08.6に、それぞれ分類される。集合的サービスは社会全体に対して提供される。これには、政策の編成・運営、娯楽・文化サービスの提供に係る法令・基準の編成・施行、娯楽・文化・宗教に係る業務・サービスに関する応用研究及び試験開発が含まれる。）</p>
	08.1 娯楽・スポーツサービス	個別	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・娯楽サービスの提供； スポーツ・娯楽関係業務の運営； スポーツ施設の監督・規制 ・体を動かす遊戯を行い、あるいは競技するための施設の運営・補助（競技場、テニスコート、スカッシュコート、競走用トラック、ゴルフコース、ボクシングリング、スケートリンク、体育館等） ・体を動かさない遊戯を行い、あるいは競技するための施設の運営・補助（主にトランプ、ボードゲーム等のための専用設備が整った競技場） ・娯楽施設の運営・補助（公園、海水浴場、キャンプ場及び非営利ベースで提供される付属宿泊施設、スイミングプール、公衆浴場等） ・団体又は個人の競技者・選手を補助するための贈与・融資・補助金 <p>（本項目には、観客用施設や、スポーツ競技における国・地域・地方代表チームの派遣が含まれる。）</p> <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物／植物園、水族館、樹木園等の施設（⇒08.2） ・教育機関に付属するスポーツ・娯楽施設（⇒「09 教育」の内訳項目に適宜分類）

1桁分類	2桁分類	個別/集合	対応する3桁分類及びそれに含まれる機能
	08.2 文化サービス	個別	<ul style="list-style-type: none"> 文化サービスの提供; 文化関連業務の運営; 文化施設の監督・規制 文化活動のための施設の運営・補助(図書館、博物館、画廊、劇場、展示ホール、記念建造物、歴史的家屋・史跡、動物・植物園、水族館、樹木園等) 文化イベントの製作・運営・補助(コンサート、舞台演出・映画製作、絵画展等) 個々の芸術家、作家、デザイナー、作曲家、その他の芸術活動を行う者を補助するための、あるいは文化活動の助成に携わる機関に対する贈与・融資・補助金 (本項目には、観光客の誘致を主目的としない限りにおいて、国家・地域・地方の記念式典が含まれる。) <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外での公開・上演を意図した文化イベント(⇒01.1.3) 観光客の誘致を主目的とする国家・地域・地方の記念式典(⇒04.7.3) 文化に係る放送用素材の作成(⇒08.3)
	08.3 放送・出版サービス	集合	<ul style="list-style-type: none"> 放送・出版関係業務の運営; 放送・出版サービスの監督・規制 放送・出版サービスの運営・補助 次に掲げるものを補助するための贈与・融資・補助金: テレビ・ラジオ放送用施設の建設・取得; 新聞・雑誌・書籍出版のための工場・設備・素材の建設・取得; 放送用素材の作成及びその放映・放送; ニュース等の情報の収集; 出版作品の流通 <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府の印刷局及び印刷所(⇒01.3.3) ラジオ・テレビ放送による教育の提供(⇒09)
	08.4 宗教・その他の地域サービス	集合	<ul style="list-style-type: none"> 宗教・その他の地域サービスの運営 宗教・その他の地域サービスのための施設の提供(その運営・維持・修理の補助を含む。) 宗教団体における聖職者等の幹部への報酬; 宗教的儀式的挙行の補助; 友愛組合・市民団体・青年会・社交団体、労働組合、政党を補助するための贈与・融資・補助金 (基礎研究、応用研究及び試験開発の各用語は、01.4及び01.5において定義されている。)
	08.5 R&D(娯楽・文化・宗教)	集合	<ul style="list-style-type: none"> 娯楽・文化・宗教に係る応用研究及び試験開発に携わる政府機関の管理・運営 研究機関や大学等の非政府機関によって実施される娯楽・文化・宗教に係る応用研究及び試験開発を支援するための贈与・融資・補助金 <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎研究(⇒01.4)
	08.6 その他の娯楽・文化・宗教	集合	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ・娯楽・文化・宗教の促進のための総合的な政策、企画、計画及び予算の編成・運営・調整・監視等の活動の管理・運営・補助 娯楽・文化サービスの提供に関する法令・基準の整備・施行 娯楽・文化・宗教に関する一般情報、技術的文書及び統計の作成・公表 08.1～08.5に分類できない娯楽・文化・宗教に関する業務・サービス
09 教育			<p>(教育に関する政府支出には、個々の生徒・学生に対するサービス、集合的に提供されるサービスの双方に関する支出が含まれる。個別的サービスに係る支出は09.1～09.6に、集合的サービスに係る支出は09.7及び09.8に、それぞれ分類される。)</p> <p>集合的教育サービスは、次に掲げる事柄に関わるものである: 政策の編成・運営; 基準の設定・施行; 教育機関に対する免許交付・監督; 教育関係業務・サービスに関する応用研究及び試験開発。ただし、学校・大学等のある特定グループの経営・活動と関連する一般経費は個別的支出とみなされ、09.1～09.6に適宜分類される。</p> <p>教育の内訳分類は、ユネスコの1997年国際標準教育分類(1997 International Standard Classification of Education, ISCED-97)のレベル分類に基づく。</p> <p>本項目には、カリキュラムが文民向け機関と類似している軍学校・大学、警察訓練とともに一般教育も施す警察学校、ラジオ・テレビ放送による教育の提供が含まれる。それに伴う支出は09.1～09.5に適宜分類される。)</p>
	09.1 就学前・初等教育	個別	<p>09.1.1 就学前教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ISCED-97のレベル0に相当する就学前教育の提供 ISCED-97のレベル0に相当する就学前教育を提供する学校等の機関の管理・検査・運営・補助 <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育に付随するサービス(⇒09.6) <p>09.1.2 初等教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ISCED-97のレベル1に相当する初等教育の提供 ISCED-97のレベル1に相当する初等教育を提供する学校等の機関の管理・検査・運営・補助 (本項目には、小学校の規定年齢を超える学生向けの読み書きを学ぶプログラムが含まれる。) <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育に付随するサービス(⇒09.6)
	09.2 中等教育	個別	<p>09.2.1 前期中等教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ISCED-97のレベル2に相当する前期中等教育の提供 ISCED-97のレベル2に相当する前期中等教育を提供する学校等の機関の管理・検査・運営・補助 ISCED-97のレベル2に相当する前期中等教育を受ける生徒を補助するための奨学金・贈与・融資・手当 (本項目には、成人・若者向けの学校外での前期中等教育が含まれる。) <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育に付随するサービス(⇒09.6)

1桁分類	2桁分類	個別/集合	対応する3桁分類及びそれに含まれる機能
			<p>09.2.2 後期中等教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISCED-97のレベル3に相当する後期中等教育の提供 ・ISCED-97のレベル3に相当する後期中等教育を提供する学校等の機関の管理・検査・運営・補助 ・ISCED-97のレベル3に相当する後期中等教育を受ける生徒を補助するための奨学金・贈与・融資・手当 <p>(本項目には、成人・若者向けの学校外での後期中等教育が含まれる。)</p> <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育に付随するサービス(⇒09.6)
	09.3 中等教育修了後教育(高等教育を除く)	個別	<ul style="list-style-type: none"> ・ISCED-97のレベル4に相当する中等教育修了後教育(高等教育を除く)の提供 ・ISCED-97のレベル4に相当する中等教育修了後教育(高等教育を除く)を提供する機関の管理・検査・運営・補助 ・ISCED-97のレベル4に相当する中等教育修了後教育(高等教育を除く)を受ける学生を補助するための奨学金・贈与・融資・手当 <p>(本項目には、成人・若者向けの学校外での中等教育修了後教育(高等教育を除く)が含まれる。)</p> <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育に付随するサービス(⇒09.6)
	09.4 高等教育	個別	<p>09.4.1 高等教育の第1段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISCED-97のレベル5に相当する高等教育の提供 ・ISCED-97のレベル5に相当する高等教育を提供する大学等の機関の管理・検査・運営・補助 ・ISCED-97のレベル5に相当する高等教育を受ける学生を補助するための奨学金・贈与・融資・手当 <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育に付随するサービス(⇒09.6)
			<p>09.4.2 高等教育の第2段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISCED-97のレベル6に相当する高等教育の提供 ・ISCED-97のレベル6に相当する高等教育を提供する大学等の機関の管理・検査・運営・補助 ・ISCED-97のレベル6に相当する高等教育を受ける学生を補助するための奨学金・贈与・融資・手当 <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育に付随するサービス(⇒09.6)
	09.5 レベル別に定義できない教育	個別	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル別に定義できない教育(すなわち、一般的には成人向けの教育プログラムであって、特別な事前教育を一切必要としないもの。特に、職業訓練及び教養教育)の提供 ・レベル別に定義できない教育を提供する機関の管理・検査・運営・補助 ・レベル別に定義できない教育プログラムを受ける学生を補助するための奨学金・贈与・融資・手当
	09.6 教育に付随するサービス	個別	<ul style="list-style-type: none"> ・教育に付随するサービスの提供 ・主に学生向けの交通、飲食、宿泊、医療・歯科治療や関連する付随的サービス(レベルは問わない)の管理・検査・運営・補助 <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の健康監視・予防サービス(⇒07.4) ・付随的サービスの費用を賄うための現金による奨学金・贈与・融資・手当(⇒09.1～09.5) <p>(基礎研究、応用研究及び試験開発の各用語は、01.4及び01.5において定義されている。)</p>
	09.7 R&D(教育)	集合	<ul style="list-style-type: none"> ・教育に係る応用研究及び試験開発に携わる政府機関の管理・運営 ・研究機関や大学等の非政府機関によって実施される教育に係る応用研究及び試験開発を支援するための贈与・融資・補助金 <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎研究(⇒01.4)
	09.8 その他の教育	集合	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な教育政策、企画、計画及び予算の編成・運営・調整・監視等の活動の管理・運営・補助 ・教育の提供に関する法令・基準の整備・施行(教育機関への免許付与を含む) ・教育に関する一般情報、技術的文書及び統計の作成・公表 <p>・09.1～09.6に分類できない教育関係業務・サービス</p>
10	社会保護		<p>(社会保護に関する政府支出には、個々人及び家計に提供されるサービス及び移転、集散的に提供されるサービスの双方に関する支出が含まれる。個別的サービス及び移転に係る支出は10.1～10.7に、集散的サービスに係る支出は10.8及び10.9に、それぞれ分類される。)</p> <p>集散的な社会保護サービスは、次に掲げる事柄に関わるものである：政策の編成・運営；社会保護の提供に係る基準の編成・施行；社会保護関係業務・サービスに関する応用研究及び試験開発。</p> <p>社会保護の各機能及びその定義は、Eurostatの「統合社会保護統計の1996年欧州システム」(1996 European System of integrated Social Protection Statistics, ESSPROS)に基づく。</p> <p>ESSPROSでは健康管理も社会保護に含まれるが、健康管理は本項目ではなく「07 保健」の項に含まれる。したがって、10.1～10.7において列挙される現金／現物給付の受給者に対して提供される医療製品・サービスは、07.1～07.3に適宜分類される。)</p>
			<p>10.1.1 傷病</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疾病・傷害により一時的に勤務できない期間の収入減の全部又は一部を補填する現金／現物給付による社会保護の提供 ・このような社会保護施策の管理・運営・補助 ・一律又は所得運動型の病休休養手当、疾病・傷害のため一時的に勤務できない者を救済するために給付されるその他の手当、等の現金給付 ・疾病・傷害のため一時的に勤務できない者に提供される日常生活支援(ホームヘルパー、交通手段等)等の現物給付

1桁分類	2桁分類	個別/集合	対応する3桁分類及びそれに含まれる機能
	10.1 傷病・障害	個別	<p>10.1.2 障害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慢性的又は規定上の最低期間を超えて継続する可能性の高い身体的／精神的障害のため、完全又は部分的に経済活動に従事することができないか、あるいは標準的な生活を送ることができない者に対する、現金／現物給付による社会保護の提供 ・このような社会保護施策の管理・運営・補助 ・労働能力を害する障害を負った標準的退職年齢未満の者に給付される障害年金、労働能力低下のため標準的退職年齢に達する以前に退職した高齢労働者に給付される早期退職給付、介護手当、障害者の状態に適応させた仕事を請け負ったり、職業訓練を受ける障害者に給付される手当、社会保護の観点から障害者に給付されるその他の定期／一括支給金、等の現金給付 ・適切な施設において障害者に提供される宿泊設備（食事付きのケースもある）、障害者に提供される日常生活支援（ホームヘルパー、交通手段等）、障害者を介護する者に支給される手当、障害者の職場・社会復帰を促進するために提供される職業訓練等の訓練、障害者がレジャー・文化活動に参加し、旅行し、地域社会に参画できるようにするためのその他のサービス・財貨、等の現物給付 <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準的退職年齢に達するとともに給付される障害者への現金／現物給付（⇒10.2）
	10.2 老齢	個別	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢に伴うリスク（所得喪失、低所得、日常生活における自立の喪失、社会・地域社会への参画の減少等）に対する現金／現物による社会保護の提供 ・このような社会保護施策の管理・運営・補助 ・標準的退職年齢に達するとともに給付される老齢年金、標準的退職年齢以前に退職した高齢労働者に対する老齢年金の繰下げ給付、短時間勤務により働き続ける高齢労働者に対する退職年金の一部給付、介護手当、退職に伴い、あるいは高齢を理由に給付されるその他の定期／一括支給金、等の現金給付 ・高齢者に提供される宿泊設備（食事付きのケースも時々ある。専門施設に入所しているか、適切な施設で家族と同居しているかは問わない）、高齢者に提供される日常生活支援（ホームヘルパー、交通手段等）、高齢者を介護する者に支給される手当、高齢者がレジャー・文化活動に参加し、旅行し、地域社会に参画できるようにするためのその他のサービス・財貨、等の現物給付（本項目には、軍人・軍属及び公務員に対する年金制度が含まれる。） <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のため標準的退職年齢に達する以前に退職した高齢労働者に給付される早期退職給付（⇒10.1.2） ・失業関連のもの（⇒10.5）
	10.3 遺族	個別	<ul style="list-style-type: none"> ・故人の遺族（配偶者、前配偶者、子、孫、両親、その他親戚）に対する現金／現物による社会保護の提供 ・このような社会保護施策の管理・運営・補助 ・遺族年金、死亡給付金、遺族に給付されるその他の定期／一括支給金、等の現金給付 ・葬儀費用支給金、遺族が地域社会に参画できるようにするためのその他のサービス・財貨、等の現物給付
	10.4 家庭・児童	個別	<ul style="list-style-type: none"> ・扶養する子を持つ世帯に対する現金／現物による社会保護の提供 ・このような社会保護施策の管理・運営・補助 ・妊娠給付金、出産給付金、育児休暇給付金、家族・児童手当、特定ニーズに係る費用支払（例えば、母子・父子家庭や障害児を持つ世帯の出費）等の面で家計を支援するためのその他の定期／一括支給金、等の現金給付 ・就学前児童に対して日中又はその一部の間提供される養護・給食施設、日中子守をするベビーシッターへの支払に関する金銭的支援、児童・家庭に対して恒久ベースで提供される養護・給食施設（孤児院、里親家庭等）、自宅にて児童やその世話をする者に提供される財貨・サービス、家庭・若者・児童に対して提供されるその他のサービス・財貨（休暇、レジャーセンター等）、等の現物給付 <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族計画サービス（⇒07.4）
	10.5 失業	個別	<ul style="list-style-type: none"> ・働く能力・時間はあるがふさわしい職が見つからない者に対する現金／現物による社会保護の提供 ・このような社会保護施策の管理・運営・補助 ・全部／一部支給の失業給付、経済的措置に起因する失業・勤め口減少のため標準的退職年齢に達する以前に退職した高齢労働者に給付される早期退職給付、労働者のうち職業能力向上を意図した訓練制度に参加するターゲットグループに対する手当、（余剰人員の解雇に伴う）割増退職手当、失業者（特に長期失業者）に対するその他の定期／一括支給金、等の現金給付 ・求職活動・転職支援手当、失業者に対する職業訓練・職を失うおそれのある者への再訓練、失業者及びその家族に提供される宿泊施設・食料・衣類、等の現物給付 <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働移動の円滑化、失業率の引き下げ、障害者等の失業率の高いグループの雇用促進等を目指す全般的な計画・施策（⇒04.1.2） ・標準的退職年齢に達するとともに給付される失業者への現金／現物給付（⇒10.2）
	10.6 住宅	個別	<ul style="list-style-type: none"> ・住居費支払の面で家計を支援するための現物給付による社会保護の提供（これら給付の受給者は、受給資格の有無が調査される） ・このような社会保護施策の管理・運営・補助 ・借家人の家賃補助のために一時的又は長期にわたり給付される支給金、自宅所有者の経常的な住居費を軽減する（すなわち、ローン返済や金利支払を補助する）ための支給金、低価格・福祉住宅の提供、等の現物給付

1桁分類	2桁分類	個別/集合	対応する3桁分類及びそれに含まれる機能
	10.7 その他の社会的脱 落	個別	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的脱業者又は社会的脱落のおそれがある者(貧困者、低所得者、移民、原住民、難民、アルコール・薬物依存症患者、犯罪被害者等)に対する現金/現物による社会保護の提供 ・このような社会保護施策の管理・運営 ・貧困緩和の助成や窮状の救済のために貧しく生活基盤の弱い者に給付される所得補助等の支給金、等の現金給付 ・貧しく生活基盤の弱い者に提供される短期/長期の保護・給食施設、アルコール・薬物中毒患者のリハビリテーション、生活基盤の弱い者を救済するためのカウンセリング・一時的保護施設・日常生活支援・食料・衣類・燃料等のサービス・財貨、等の現物給付
	10.8 R&D(社会保護)	集合	<p>(基礎研究、応用研究及び試験開発の各用語は、01.4及び01.5において定義されている。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保護に係る応用研究及び試験開発に携わる政府機関の管理・運営 ・研究機関や大学等の非政府機関によって実施される社会保護に係る応用研究及び試験開発を支援するための贈与・融資・補助金 <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎研究(⇒01.4)
	10.9 その他の社会保護	集合	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な社会保護政策、企画、計画及び予算の編成・運営・調整・監視等の活動の管理・運営・補助 ・社会保護の提供に関する法令・基準の整備・施行 ・社会保護に関する一般情報、技術的文書及び統計の作成・公表 ・10.1～10.8に分類できない社会保護関係業務・サービス <p>(本項目には、火災・水害・地震等の平時災害の被災者に対する現金/現物による社会保護の提供、平時災害時の非常用の食料・設備・その他必需品の購入・備蓄が含まれる。)</p>